

## 伊予市告示第 201 号

伊予市軽自動車税納税証明書の有効期限に関する要綱を次のように定める。

令和 4 年 11 月 21 日

伊予市長 武 智 邦 典

### 伊予市軽自動車税納税証明書の有効期限に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、納税義務者の利便性向上を図るため、伊予市が交付する軽自動車税納税証明書（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 97 条の 2 に規定する軽自動車税種別割の滞納がないことを証するに足りる書面をいう。以下「証明書」という。）の有効期限に関し必要な事項を定めるものとする。

(証明書の有効期限)

第 2 条 証明書の有効期限は、証明書の交付の日から当該交付の日の属する年度の翌年度の軽自動車税種別割の納期限の前日までとする。

(証明書の有効期限の延長)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、軽自動車税種別割を口座振替で登録している場合であって、振替に係る情報が未達であることにより証明書の交付申請日において納付状況が不明なときは、交付申請日の属する年度の前年度の証明書の有効期限を当該有効期限の属する年の 6 月 15 日まで延長し、交付することができる。

2 前項の有効期限の延長は、当該有効期限の延長を行わなければ軽自動車の継続検査申請手続きに支障をきたすおそれがあると認められる場合に限り行うことができるものとする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。